# 「栃木県のがん2016(平成28年)」 (栃木県がん実態調査報告)について

- ○2016(平成28)年 がん登録等の推進に関する法律施行
  - ⇒ 全国がん登録の届出開始

### 全国がん登録 2016(平成28)年症例 罹患数・率

- •2019(平成31)年1月 速報値公表
- •2019(令和元)年10月 報告書公表 (参考資料1)

- 全国統一の登録制度に基づく初めてのデータ公表
  - ⇒ 全国との比較、都道府県間の比較が可能

〇 栃木県版報告書の作成

「栃木県のがん2016(平成28年)」(資料1-2)

- 昨年までは、地域がん登録情報を集計して作成
- •今年度から、全国がん登録情報を活用
  - → 全国と比較できる報告書とする

### 〇がん登録データの公表により個人が特定され得る場合の配慮

#### 《情報の提供の利用規約12(3)》

公表にあたっては、利用者は、原則、次の①~⑤その他の適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって、<u>特定の個人、病院等が第3者に識別されないようにする</u>ものとする。ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合又は<u>がん登録部会が特に認め</u>る場合はこの限りではない。

- ②がん種別、年齢別、市町別、病院別等の単体又は他の登録情報と組み合わせによる<u>集計値が</u> 1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。
- ④公表を予定する表及び2以上の表の組み合わせから減算その他の計算手法によって特定の個人が識別できないようにすること。
- ①、③、⑤ 略

### 全国がん登録における他の公表状況

- ・国公表値 ⇒ 都道府県別、年齢階級別等の集計値が10件未満であっても秘匿せず
- ・他県公表値(2県で公表済み)
  - A県 ⇒ 医療圏別、市町村別の集計値が10件未満であっても秘匿せず
  - B県 ⇒ 医療圏別、市町村別の集計値が10件未満のものは秘匿

## ⇒ 医療圏別、市町村別の集計値の取扱いの検討が必要

## 《1件以上10件未満の集計値の公表方法案》

	医療圏別	市町別	理由等
地域がん 報告書	表示	表示	_
案1	<b>表示</b> (一部除外)	<b>表示</b> (一部除外)	・主要ながんのみの集計値であり、特定の個人が識別されるおそれはないと考えられる。 ・これまでの地域がん登録報告書では、同じ情報について、特定の個人が識別されないとの判断で公表している。
案2	表示	秘匿	<ul><li>・利用規約の原則に沿った対応である。</li><li>・合計値等との加減算により秘匿した集計値が特定されることがあるため、医療圏別の数値の秘匿まで必要となる場合がある。</li></ul>
案3	表示	集計表を 非公表	<ul><li>・利用規約の原則に沿った対応である。</li><li>・これまで公表してきた市町別集計表が公表されないことで情報の利活用が後退する。</li></ul>